

〈研究ノート〉

〈不良少年〉の登場－新聞報道の変容をめぐって

山 本 哲 司

要旨：本稿は明治初期から中期にかけての〈不良少年〉という言葉の登場と広がりのプロセスを概観し、若者をとらえる社会のまなざしの変化とその特質について考察するものである。

本稿では若者への社会のまなざしを探る資料として、読売新聞・朝日新聞記事と当時の若者の処遇をめぐる刑法上の議論を取り上げる。記事においては、現代では不良に相当する若者たちがどのように表現されているかを確認する。

これらの記事の分析と考察を通じ、本稿では以下の知見を得た。①若者たちを不良、不良少年とする表現は、新聞紙上では明治中期に登場しはじめる。②不良、不良少年の言葉以前に、不良に相当する若者をカテゴライズした代表的な言葉が確認できない。③不良少年が普及する以前に「悪少年」という言葉が流通していた時期がある。④不良、不良少年には強い教育的意味が含意されている。⑤不良、不良少年は国家の社会制度化と対応し普及している。

本稿は明治初期から中期にかけての〈不良少年〉の登場のプロセスを概観し、若者をとらえる社会のまなざしの変化とその特質について考察するものである。本稿では社会のまなざしを探る資料として、明治初期の新聞記事を取りあげる。明治初期の新聞は、現代のように客観報道や取材対象とのコンセンサスの形成など、メディアの抱える課題についてまだ議論もはじまっていない。興味本位にみえ、一方的な評価が下されたり、官報としての記事も多い。ただし、それはかえって、当時の社会が若者たちをどのように見ているのか、大人たちの生々しい視線に触れ得ることのできる素材とも考えられる。本稿では新聞記事の表現を中心に論説や小説などでの表現もとりあげながら、「行状」の悪い若者を〈不良少年〉としてとりあげる社会の意識の変容について素描していく。

1. 不良少年の位置づけ

不良・不良少年の登場の議論をはじめるにあたり、ここでは不良少年を対象にした児童の自立支援の先駆けである感化院を巡る記述からはじめる。民間の試みから展開した感化院は、1900（明

治33）年3月『感化法』公布によって、制度化が始まる。感化法では、感化院に収容される少年を第5条において、次のように規定している。

第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一に該当スル者ヲ入院セシム

一、地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ対する適当ノ親権ヲ行フ者若ハ適当ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞口巧ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者

二、懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者

三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

当時の感化法は、満8歳以上16歳未満の少年について、親権者や後見人がおらず「遊蕩又ハ乞口巧ヲ為シ若ハ悪交」がある者を収容すると具体的に悪しき素行を挙げている。

こうしてはじまる感化法は、急激な社会情勢の変化に対応を迫られ、刑法や監獄とともに修正されている。ここでは1908（明治41）年2月に内務省より帝国議会に提出された以下の修正案に注目したい。

感化法中左ノ通改正ス

第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシム

一、満八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ且適当ニ親権ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者

二、十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者

三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

上記のように、1908（明治41）年に提示された修正案は、1900（明治33）のように具体的な素行をとりあげるのではなく、「不良行為」というカテゴライズされた行動傾向を表現している。ここには、若者たちの一連の行動を「不良行為」とみなす、カテゴライズされた視線の成立が感じられる。「不良」はどのように認識を変えてきたのだろうか。時節では、新聞に登場する不良少年から考察をはじめたい。

2. 〈不良〉と呼ばれない“不良少年”

（1）新聞記事データベースと“不良少年”

本稿では、日常語としての不良少年の登場を確認するために、読売新聞・朝日新聞の記事データベースから確認を行う。読売新聞の『ヨミダス歴史館』、朝日新聞の『聞蔵Ⅱ』で知られるデータベースは、両紙ともに明治の創刊からの紙面検索が可能である。

読売新聞は1874（明治7）年、朝日新聞（大阪）は1879（明治12）年の創刊である。これらの高度なデータベースは、記事の見出しや記事本文から検索ワードを索出できる。しかしながら、これらのデータベースの検索機能から不良少年や不良を検索した結果を、本稿の考察の資料として扱うには注意が必要である。

たとえば『ヨミダス歴史観』『聞蔵Ⅱ』データベースから不良少年を検索すると、本稿末尾の一覧のように結果が得られる。一覧から分かるように、不良少年の最も早い記事は1875（明治8）年11月4日の記事として結果が得られている。こ

の記事の内容を確認すると、芝濱松町の岡本嘉之助という今年12歳になる少年の話が報道されている。

「…岡本嘉助の倅嘉之助は…兎角わるい事として人のものを騙ったり其他いろいろな事で是まで三度も分應へ送られ…」⁽¹⁾

データベース上で不良少年を語句検索した結果として、上記の記事は検出されているが、記事内容に不良や不良少年の文字は見られない。「兎角悪い事として人のものを騙る」少年が紹介されるのみである。このように新聞記事データベースの語句検索では、検索結果として提示された記事内容を確認すると、実際には検索された語句自体が存在しない場合が多い。検索語は、記事の見出し・本文に使用された文言そのものとして検索されるだけでなく、個々の記事内容を分類する分類カテゴリーとして記事に関連づけられ検出されていると考えられる。

記事内容への語句の関連づけによるカテゴリー化はデータベース構築のなかで制作者が内容を判断し割り当てたものである。語句検索の結果は、大量の記事からあるカテゴリーを抜き出すおおよかな目安にはなるが、本稿の考察の上では補助的な役割にとどまる。本稿の考察は、データベース構築者を含む現代の私たちが類型化するまなごしの起源を問うものだからである。以下に、新聞記事上の不良少年の語の登場と展開を中心に、明治初年に生じる若者たちに向けたまなごしの変容を跡付けていこう。

（2）明治初年の少年たち

読売新聞は、日常的な事件や犯罪を他紙に比べより詳しくとりあげる傾向がある。後述の朝日新聞の検索結果の傾向と比べても、不良少年とカテゴライズされる記事がより頻繁かつ詳細に登場する傾向がある。明治期末になれば、少ない紙面の1頁の半分を占める記事として、ある一人の莫連女（不良少女）の記事が3日連続で掲載される場合もある^(注1)。一人の記者が取材で出会い、男勝りな不良少女が若者らしい心情を記者に打ち明け

るまでのストーリーをもつ記事である。読売新聞は、こうした報道傾向から不良少年の実情が伝わりやすいだけでなく、朝日新聞に比べて1874（明治7）年の創刊が古いため、時間の流れから不良少年の語の登場に至る様子がより明瞭である。

1876（明治9）年10月7日記事には、「梅婆」と「心を合わせ」盗みを働く13歳になる金太郎という「子供」が紹介されている。「常々悪いことばかり」する金太郎は梅婆と置き引きや盗みを常習しているところを逮捕されたと記事は報道している。記事は「中々太い奴ら」と悪行ぶりから彼らを表現する⁽²⁾。

1877（明治10）年10月11日の記事では、大工の11歳の息子岩吉が「餓鬼大将で悪いといふ悪い事ばかり覚え」た「小童（こぞう）」として紹介されている。岩吉は視覚障害の按摩が通れば穴を掘って落とし、子守りの頭を殴って歩き、近所では大人からも恐れられていた、と記事は結ぶ^{(3) (註2)}。

同じく1877（明治10）年12月23日の記事では、5・6歳の頃から「悪心（あくしん）が増長し、箸にも棒にもかからない奴」になった治三郎という「恐ろしい子供」が紹介されている。「十一歳なれど御不審のかど」で、呼び出された途中で逃げだし、父親が2・3日かかってようやく治三郎を見つけだした。治三郎の父親はむしろ懲役を願いたいと述べている、と記事は報道している⁽⁴⁾。

親や親代わりの大人が子どもの懲役を願い出るという行動について、明治初期の新聞には何度か類似の話題が登場する。1879（明治12）年3月11日の記事では弟の素行に悩む兄が、弟の懲治監入りを願い出ている。本所表町で「獄丁を拝命」し、監獄に関わっていた兄は、両親も持て余す「手癖が悪」い弟を引き取るようになった。兄は仕事で留守にしている間に弟に金品を盗まれても、しばらくすればおさまるだろうと我慢していた。やがて兄は病で仕事を休まざるを得なくなり、弟に病欠の連絡を職場に入れるように郵便代を持たせたが、それも使い込まれてしまう。兄の仕事は無断欠勤とされ失うことになった。二人が

生活するために弟にも奉公に出てもらうしかないと期待したが、どこへ行っても「手癖が悪く」、せっかく見つけた奉公も追い出されてしまう。たまりかねた状況に兄は2・3日の「懲治監入り」を願い出た、と記事は報道している⁽⁵⁾。

ここまでの記事の概観において、窃盗を行いあるいは暴力を振るう大人を恐れさせる「恐ろしい子供」たちの登場をみた。記事での少年たちの表現には、具体的な行動の描写の他、「手癖が悪い」「中々太い奴」「箸にも棒にもかからない」という口語的な形容が多い。「悪心が増長」という漢語的表現もあるが、これらの少年たちをひとつのカテゴリーとして表現したり、取り扱うような意識的な言葉はまだ登場してきていない。もちろん、少年たちの素行を〈不良〉とする表現は登場していない。ただ、こうした「恐ろしい子供」たちを収監する場所として懲治監が意識されていることは確認できる。

1877（明治10）、1879（明治12）年の記事では、いずれも親・親代わりの兄という親権者の立場からの懲治監入りの希望が表現されている。「獄丁」という特殊な職種という立場もあるが、年齢の幼い子どもであろうと、懲治監へ収監させるという懲罰的な制度に対する意識が確立している様子がうかがえる。現代の感覚からすれば非常に厳しい親権者の態度に見える。当時、このような被保護者に対するまなざしや態度はどのような社会的文脈の上に成立したのだろうか。素行の悪い少年をとりまく社会環境の変化を刑罰の変化から確認しよう。

3. 監獄則と「不良」

(1) 明治の法改正の両義性

子どもに限らず、明治の刑罰の在り方は、近代化のなかで大きく変化したことはよく知られている。近代以前までの追放・排除を旨とする遠島などの流刑・追放刑や残虐な身体刑は廃止され、新国家は監獄－懲役による拘禁刑・徒刑による矯正的な観点へ刑罰の思想を転じた。逸脱者を懲役によって再び社会に取り込むという意味で刑罰には教育的な観点が入り込んでいる⁽⁶⁾。

刑罰に関する教育的な観点の導入は、1890（明治23）年の親の懲戒権の法制度化という形で、家族の文化に影響を与えている。明治期の旧民法には、伝統的・家父長的な特色を色濃く残すという強い批判もある。しかしながら、旧民法の成立は、近代以前にあった強力な親の権限・力の行使の制限という側面をもってたと広井（1996）は指摘する。近世まで習慣化されていた勘当・久離などの、子どもの年齢に関わりなく親が子を断絶できる強大な力の行使は民法により廃止されることとなった。もっとも実際の民法の施行は地域の多様な現実のなかで、習慣法にさまざまな影響を与えたと考えられている。勘当・久離の廃止も、子の立場を保護するためというよりも、懲治監の設立の意味と類似の「無籍無産の徒の取り締まり」という国民管理に重きがかったという議論もある⁽⁷⁾。

いずれにしても民法の改正によって子どもを懲戒場に入れ、懲治する「出願懲治」（請願懲治）は制度化された。懲治監入りを請願することは、子どもの勘当のような養育の放棄ではない。親にはあくまで監護教育の義務があり、あくまで懲治による教育の委託を意味するという側面を持つ改正であったという。

このような刑罰に対する矯正・教育的な観点には、1872（明治5年）の『学制』が始まる同年に上梓されたといわれる『監獄則』の緒言に明確に謳われている。

「獄トハ何ソ罪人ノ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ
獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス
人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ノ痛苦スル者ニ非ス
刑ヲ問ハハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ
獄司欽テ比意ヲ體シ罪因ヲ遇ス可シ」⁽⁸⁾

刑と獄は、仁愛のためにあり残虐や痛苦を与えるものではない。隔離や排除ではなく、懲戒によって改善へと導くものである。こうして構想された獄舎のモデル図は『監獄則』とともに上梓され

た『監獄則図式』にX型あるいは十字型のパノプティコン状の形態をとっている⁽⁹⁾。図式には、建造物の全体像から懲役場・女監・病監・懲治監・寛役場の各室や道具・出納表までモデル化されている。この中の懲治監に幼年者が収監される。囚人たちの労働による教育的矯正を構想した『監獄則』には、第十条に懲治監に入る者への以下の規定がある。

「二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧寒營生ノ計ナク再ヒ悪意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム」

懲治監に収監されるのは二十歳以下の懲役を終えながらも、なお悪心が収まりきらない者や、出獄後の生活が苦しく悪事に戻る疑いのある者である。監獄則は、これらの若年層を、獄司を説き伏せてできるだけ長く監獄に留め、生計を営む術を学ばせると述べ、教育的な観点を強調している。その他、年齢に関わりなく、贖罪の金額が支払えず懲役となった者、刑を終えながらも「脱籍無産」で社会復帰が難しい者など、多様な状態の人々が収監される。これらの人々を「罪囚」と区別しながら、「工藝ヲ習慣セシメ獨立生計ノ目途」が立つようになったら、望みの地で戸籍を獲得するとし、懲治監はやはり矯正・教育的施設として規定されている。

また、懲治監へは子弟の素行の悪さを懸念する親権者が希望し、入獄することも可能と考えられている。

「平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聴ス」

1877（明治10）年、1879（明治12）年の読売新聞記事にある「懲治監入りを願ひ」出る親権者の背景には、ここまでに見てきた『監獄則』から明確にされた教育の意志が少なからず反映されているものと思われる。若年層の懲戒や脱籍無産者への出願懲治に当時のフランスの刑法と類似が見られる『監獄則』は、急進的な内容を持ちなが

ら、財政的基礎が確立されず、計画の実施に至らなかった。しかしながら激変する明治の社会秩序形成は急務でもあった。新国家への反発、社会制度への抵抗などや脱籍無産者の出現、外国人の処遇など、増加する収監者に監獄の改変は急がれ、1881（明治14）年『改正監獄則』により新制度が施行された⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

4. 不良以前

(1) 不良と不品行

前節で確認した『監獄則』に記載された懲治監に入る条件には、「其ノ子弟ノ不良ヲ憂フルモノ」と「不良」の文字が使われている。若者の素行に対する表現として1872（明治5）年の「不良」の使用は、新聞記事上での初出に比べると非常に早い登場である。ただ、明治5年には『学制』をはじめ若者－教育に関わる文書が他にも登場するが管見では確認できない。

明治5年は福沢諭吉の『学問のすすめ』の連載がはじまる⁽¹²⁾。学びの理想を議論する学問のすすめで、不良を確認してみよう。「第13編 怨望の人間に害あるを論ず」では、比較的、悪しきふるまいへの指摘が多い。「人間に不徳の箇条多し」「怨望」「貪吝」「奢侈」「誹謗」と悪しきふるまいが数々登場するが、一連の態度をとる若者たちをカテゴライズし、表現する〈不良〉は登場しない。福沢の議論ではむしろ理想の学びを語る際に頻出する「品行」が注目される。「第12編 人の品行は高尚ならざるべからざるの論」をはじめ、学びの重要なエッセンスとして福沢は「品行」をとりあげる。「人の見識品行」は、ただ知識が広いことによって決まらない。「見識を高尚にしてその品行を提起」するため「自ら満足することなく」励め、と福沢は激励する。

ここで福沢の「品行」の用法に注目するのは、後に確認する新聞紙上での不良少年というカテゴライズに関連して、「品行不良」が若者の様態を示す言葉として登場するからである。不良少年とは、何が良くないのか。「品行が悪い」という表現は、不良の様態を示す関連語である（様態を示す語として「行状」も散見される）。品行の語の傾向を知るために、記事を確認していくと、1872

（明治7）年からの260件の記事中、232件が1926（大正15）年までに集中する。品行は、明治・大正の人間の大切なあり方を示す言葉として使用されてきた。

生活を描く近代小説のなかにも品行は頻出する。近代小説の議論を起こした坪内逍遙は1885（明治18）年より、都市と若者の風俗も描かれる『当世書生気質』の連載をはじめた⁽¹³⁾。この小説には都市生活で「放蕩」「懶惰」にふける書生たちが登場するが、それらの書生たちは〈不良〉と表されてはいない。

一方で、「品行」は日常的な言葉として、勉強に身が入らなくなった主人公に校長が休学を言い渡す場面でも印象的に登場する。

校長「足下（そこ）は学才も乏しからず。且品行もあしからねば、是まで頼母しく思ひ居りしが、近頃何故にや学校内にて、頗るよろしからぬ評判あるゆえ、段々事の源を探り見しに、いかさま種のある事とぞ思はる。左様な不品行な所行ありては、外の学生へのしめしにならねば、退校勿論の筈なれども、又退いて観察すれば、足下の性質の沈着なる、唯一旦の卑情に溺れて、素志を挫くべき人とも覺えず。今より退校を命ぜんこと、いとおかしむべき次第なれば、情実幾分を酌量して罰一等を軽減なし、休学命ずべう思へるなり。此旨承知なされよ」

不良はある状態を指す用法が多く、直接的な会話の中では使われにくいとはいえ、ここでは「品行」が悪い、「不品行」という言葉が使用されている。現代では、教員が学生を評する場面で「品行」の良し悪しや「不品行」も利用されない。〈不良〉の登場以前に人間のあり方を判断する言葉として、「品行」の分析は今後の課題としておきたい

(2) ふりやうとよからぬ

読売新聞記事を資料とすると、1879（明治12）年まで不良・不良少年が現れないことが前節までに確認できた。一方、朝日新聞には同年8月に

「不良」と表現される18歳の木村たつが紹介されている⁽¹⁴⁾。読売に先立ち、朝日は若者に対する「不良」の表現を使用しているように見える。しかし具体的な記事内容は「其（その）品行（みもち）の不良（よからぬ）より」評判になっているというもので、この記事では「不良」の表記を「よからぬ」と読ませていることに留意したい。ある種の若者を〈不良〉としてカテゴライズする兆しは感じられるが、類別化し際立たせるような表現には至っていない^(注3)。

朝日新聞の1879（明治12）年の10月には、音読みの「不良（ふりやう）」が使用される記事も出ている。ただし、内容は織物会社の製品に対する告知で、「従前規則の宜しからざる弊害を改良し、萬一不良の織物を出した場合、弁償を考えるとするものである⁽¹⁵⁾。親しみやすい表現で日常の出来事を報じる読売新聞に比べ、朝日新聞では製造・販売からの「不良」製品のお知らせが多い。製品や製作物の記事では、不良（ふりやう）とルビが付され、よからぬは見受けられなかった。読売新聞では明治前半の不良製品の記事はもっとも早い1874（明治7）年に「悪茶（わるちゃ）」と表現されている⁽¹⁶⁾。読売新聞では、工場化による生産物の良・不良というニュアンスは、明治7年にはまだ感じられない。読売新聞では、人物に関する不良と関連付けられた記事以外で、物質的な良・不良を表現する文章は1885（明治18）年広島県で流行した赤痢による「栄養不良」の報道が初出になる。

読売新聞が明確に若者を不良（ふりやう）と表現した記事を掲載したのは1880（明治13）年3月である。記事は読売新聞の題字横の1面のトップに掲載された官報である。「東京警視本署録事」と題された記事は石井中警視の名前で、「甲第十六號」と号打たれている。内容は、精神の病いの者「及び不良ノ子弟等」を「教戒」するため自宅監禁するにあたり、これまでは区戸長の「奥印」を受ける必要があったが、今後は懲治監入願手続きに照らし合わせて親族の「連印」の届けのみでよいという通達である⁽¹⁷⁾。

この通達には1872（明治5）年の『監獄則』の表現にそっくりの「不良ノ子弟」が登場し、明確

に不良（ふりやう）を使用している。『監獄則』に記載された「子弟ノ不良ヲ」の文書にはルビがなく、場合によっては「子弟ノ不良（よからぬ）ヲ」と読めなくもなかったわけだが、警察の通達記事の「不良（ふりやう）ノ子弟等」を見ると「子弟ノ不良（ふりやう）ヲ」と読むのはほぼ確実だろう。公文書の漢字カタカナまじりの文章は漢語読みが妥当と思われるが、公文書の言葉として不良（ふりやう）が定着していると考えてよいのではないだろうか。

その一方で、同じ1880（明治13）年の6月掲載の読売新聞記事は、公の文書と異なる漢字ひらがなまじりのやわらかな文体で3人の常習窃盗犯の話を取りあげている。3人の首謀格は、懲治監の出入りを繰り返す「中々の悪漢（わるもの）」で、そろそろ捕まる頃合いと見て、短い刑期を狙い自首を行った、と報じている⁽¹⁸⁾。若者を対象とした「不良」という表現は、漢字カタカナまじりの『監獄則』・官報のような行政の文章中に用語として常用され、日常の出来事のような記事には使用されない傾向がある。

5. 〈不良少年〉の登場

(1) 「悪少年」

朝日新聞は、1880（明治13）年7月24日付の記事で、行状の悪い少年の紹介にあたり、不良少年によく似た「悪少年」という言葉を使用している。記事は、曲亭翁（＝曲亭馬琴）が描いた美少年の記録からの話題で、行状が悪く寺院に預けられても大人たちの手を焼かせた少年を紹介している。記事は当該の少年を「悪少年（あくせうねん）」という言葉で紹介している⁽¹⁹⁾。

「悪少年」は読売新聞では、朝日新聞より一年遅い1881（明治14）年9月に登場する。読売新聞に「悪少年」が記載された記事は、日本初の「感化院」の試みを紹介する記事でもあった。坂部寔と加藤九郎が発起人となって「府下の悪少年（あくせいねん）を教養薫陶（かうやうくんたう）の爲め感化院（かんくわねん）という學校（がくかう）様の物を設け」ることを願ひ出たと報じられている。二人は「懲治監入りを願はねば成らぬ程な頑童（わんぱく）を入院させて教育を」した

いと出願しているという。この出願に対し、府は本所林町の「建家を貸し渡」す通達をしたと記事は結ぶ⁽²⁰⁾。

発起人となった坂部寔は内務省監獄局の官吏であり、加藤九郎はこのプロジェクトに協力する新聞記者であった。「悪少年」という言葉は彼らの請願の中にあつたものである。この時期に「悪少年」の記載は記事以外の論説に散見されるが、後の不良少年の頻出に比べ、読売・朝日両紙ではこれ以降あまり見られなくなる。

後に同志社第2代社長となる小崎弘道は、坂部・加藤両氏のプロジェクトについて大いに讚え、協力のエールを送っている。小崎は同志社英語学校を卒業後、上京し1880（明治13）年に東京基督教青年会を創設、初代会長を務め、機関紙『六合雑誌』を創刊したことで知られる。小崎が創設した基督教青年会の呼称は、Yang Men's Christian Asociation という教化団体を日本語に訳したもので、「青年」という語を創出した人物でもある。以降、各地で基督教系の青年会や地方青年会が立ち上がり仏教青年会・華族青年会などへ影響は広まり続け、明治中期の民主化運動を牽引する青年会活動の起点となったことでも知られる⁽²¹⁾⁽²²⁾。

その小崎が1880（明治13）年12月の『六合雑誌』に投稿した懲治監批判の論説に、坂部と加藤両氏の試みへの期待が寄せられている⁽²³⁾。彼の議論には「悪少年」がごく自然に登場する。小崎の主張は、懲治監の対応をやめ、「懲矯院」を設立して収容せよという提案である。

「懲矯院」とは小崎によれば「凶悪ノ少年ヲ集美之レオ薫陶ヲ以テ善良ノ人民トナシテ」ゆく施設である。この必要性を訴えるために、小崎は数値をあげて懲矯院の効果を解説する。「効驗アル紐育府ノ成績」をみると、1850年から9年間に10歳以下の「悪少年」の窃盗は80%も減少している。また、20歳以下の犯罪では1850年の5508人から1860年の3588人に減少したと小崎は言う。さらに日本の「東京警視監獄計表」を参照し、若者たちの矯正の必要性を小崎は強調する。

それではなぜ、懲治監では矯正に不十分なのか。最も大きな問題点は、懲治監の雑多性にあ

る。「少年輩ノ律ニ触レテ罪人ニナルハ実ニ国家ノ一大不幸ト謂ツベシ」。懲治監の雑多な環境は、若者たちを犯罪の世界により近づけ馴染ませる危険性が高い。

そうした懸念を抱えるなかで「近頃幸ニ友人坂部君有志者ト相謀リテ府下ニ懲矯院ヲ設立」と動き始めた。小坂は友人の坂部がはじめた「府下ノ諸有志其美挙ヲ賛成シ」「悪少年ヲシテ善良ノ方ニ」導く活動に「助力アラン」として論稿を締めくくっている。

ところで、論稿では懲矯院の模範はドイツとし、その起源はイギリスにあると解説している。「安息日學校ノ元祖ナルレーキス氏一千七百八十一年ニ於テ悪少年ヲ改良セント欲シテ」はじめられたと、小崎はまとめている。

ここで小崎が「レーキス」と表記するのは、18世紀末の事業家であり教育者として知られるロバート・レイクスである。「安息日學校」は現在では教会の日曜学校として知られる。レイクスは、グロースター・ジャーナルを経営する事業者であったが、貧民子弟の生活への懸念から日曜学校をはじめたと言われる。レイクスの日曜学校はヨーロッパ・アメリカへと展開し、彼自身は社会教育の祖と評価されることもある。下層社会への教育的施設の側面を持ったレイクスの日曜学校は、やがてイギリスのパブリック・スクールの制度化に影響を与えたという。レイクス自身は宗教者ではなかったが、家族はプロテスタントの篤い信仰者であったという。日曜学校の活動には宗教的な含意がある。その意味で、レイクスの活動を起源とするキリスト者小崎の主張する懲矯院の構想にも宗教的な含意があったと言える⁽²⁴⁾。小崎が論稿において多用した「悪少年」と「善良」への含意は、同年の朝日新聞上の曲亭翁の話題に登場した悪少年と、悪の思想はどのように相異なるのだろうか。

(2) 不良少年の登場とその文脈

〈不良少年〉の語は、読売新聞紙上ではいささか唐突に出現する。1987（明治20）年読売新聞では2月22日から24日の3日連続で「東京感化院」による「不良少年」募集広告を掲載する。自

費生の欠員が10名、「入院望むの者は至急来院あれ」と広告と呼びかけている⁽²⁵⁾。

感化院の事業について、1881（明治14）年に「感化院設置願書」を提出した坂部・加藤の計画は挫折していた。東京感化院は1885（明治18）年にジャーナリストであり実業家・文筆家でもある高瀬真卿により開設された日本初の組織的な感化院である。

水戸学に通じる高瀬の感化院は、忠孝の思想を中心に家族主義的な世界観を取り入れたスタイルではじめられた。次の記事で紹介するメットライ感化院が、キリスト教式習慣をとりいれていたところから、高瀬は儒教的な形をとったという。この時期に同じく民間で開始された池上雪枝の感化院は神道の特色があったとされ、感化院は「学校のようなもの」として強い教育的な意味を持ちつつも、いずれも宗教的な精神の柱を中心においていた⁽²⁶⁾。

いずれにせよ、高瀬、池上の感化院をはじめ、この時期には各地に感化院が設置されていく。1887（明治19）年6月の読売新聞記事では、当時、日本の内務省が参考対象にしていたフランスのメットライ感化院の実情が紹介されている⁽²⁷⁾。メットライ感化院はヨーロッパにおいてもっとも施設が充実しており、常に1000人程の「感化生徒」が、農工業に従事しながら「教育を以て矯正を加え」られている。記事は、内務省が組織した感化慈善会メンバーがメットライ感化院を視察に向かう様子を伝え「我国将来の不良少年及び罪囚に改良に」大きく関わると結んでいる。

翌1888年には、東京感化院と感化慈善会の二つの記事があがっている⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。感化慈善会の記事では、会の役割について「救貧事業」とは違い、「不良少年を薫陶し」「教育上」「道徳上」「公安上」の問題に対処する事業に関わると紹介している。

東京感化院の記事では、感化院の実情について簡単に報告している。「矯正を加えるべき不良少年」は16歳以下を対象としているが、実際には17歳から20歳位の「品行不良者甚だ多く」入院希望が集まっている。年齢の離れた者を集めるのは感化上好ましくないので、大概の感化院は17

歳以上の入院を断っている。しかしこのたび東京感化院の院長は、別宅を用意し、17歳～20歳くらいの20名を予定したところ、すでに7・8名が集まっている。院長が考えた新しい矯正法を実験的に行うのだが、10人の不良少年中「必ず七人は改正する割合」だと院側は述べる。

こうして、疑似的な家族共同体ないし小さな共同体を意識しながら、民間によって感化院事業は展開していった。そこで目指されている矯正は〈不良少年〉をいずれかの宗教的精神に支えられながら「善良に導く」ものである。ただし各宗教的思想を背景においた場合、善に導かれる悪の在り方はそれぞれに特徴的であろう。「悪少年」を語るにはそうした難しさがある。一方で、明治5年の『監獄則』から行政的まなごしによって表現され、約10年後には民間の感化院を中心に広まる〈不良〉〈不良少年〉は、矯正という教育的観点から国家ないし社会の規範の護持、秩序の形成を求めるものである。

新聞紙上を跡付けていくと、漢字カタカナまじりの行政文章に明確に語られた「不良」は、民間の感化院の記事より少しずつ漢字ひらがなの日常の文章の中に報じられていく。

上記の点も踏まえつつ〈不良少年〉への視線の特色について確認してみよう。不良は「よからぬ」という形容から、近代化・西洋化の潮流のなかで〈不良少年〉という若者をまなごす言葉へ発展してきた。そのまなごしには『監獄則』の仁愛ならびに小崎の議論で確認したように「善良に導かれ」矯正されるべきものとして西洋的な思想を含意された教育的な側面がみられた。一方で、具体的な感化院の広まりのなかで、儒教・神道の東洋的な宗教文化による道徳的な影響も強く、〈不良少年〉の矯正は規範の護持や秩序の形成へと向かう意味もうかがえる。新聞紙上では、産業社会における製品の不良という表現に馴染む速度よりもゆったりと、感化院という若者を特別に囲う思想と施設が感化・薫陶を行う舞台として整うなかで、対象としてまなごされる〈不良少年〉はごく自然に紙面に現れた。〈不良少年〉へのまなごしの展開は、明治5年に用意された国家の制度化の

まなざしが、私たちの日常生活にやがて浸透していくプロセスでもあった。

注

- 1) 女性に向ける〈不良〉のまなざしは、男性に比べダイナミックな展開をみせる。この点についてはまた稿を改めて紹介したい。
- 2) 新聞記事内容を紹介にあたって「 」で括られた言葉は、新聞記事からの引用の言葉である。また「 」の引用内における（ ）は、新聞記事において割り振られているルビのまま、記述している。旧字体は新字体に変更している。
- 3) 不良少年に近い言葉として「墮落書生」がある。「墮落書生」の読売新聞上の初出は、1900（明治33）年3月17日の記事になる。中学生と自転車を盗み警察に厄介になっている。

参考文献

- (1) 読売新聞, 1875（明治8）年11月4日, 朝刊, 1面
- (2) 読売新聞, 1876（明治9）年10月7日, 朝刊, 3面
- (3) 読売新聞, 1877（明治10）年10月11日, 朝刊, 2面
- (4) 読売新聞, 1877（明治10）年12月23日, 朝刊, 2面
- (5) 読売新聞, 1879（明治12）年3月11日, 朝刊, 3面
- (6) 安丸良夫, 一揆・監獄・コスモロジー: 周縁性の歴史学, 朝日新聞社, 1999
- (7) 広井多鶴子, 親の懲戒権の歴史—近代日本における懲戒権の「教育化」過程—, 教育学研究, 日本教育学会, 1996, 第63巻第2号, 119-128
- (8) 司法省, 監獄則, 司法省, 1872
- (9) 司法省, 監獄則図式, 司法省, 1872
- (10) 倉持史郎, 懲治場（特別幼年監）における「感化教育」の試行と挫折—洲本分監・中村分監・横浜監獄の実践に焦点をあてて, 天理大学学报, 天理大学, 2014, 第66巻第1号, 51-77
- (11) 姫島瑞穂, 明治前期の監獄法改革—明治五年「監獄則」から明治十四年「改正監獄則」へ, 神戸法学雑誌, 神戸大学, 2008, 第58巻第3号, 71-162
- (12) 福沢諭吉, 学問のすすめ, 岩波書店, 1942
- (13) 坪内逍遙, 当世書生気質, 岩波書店, 1937
- (14) 朝日新聞, 1879（明治12）年8月21日, 朝刊, 3面
- (15) 朝日新聞, 1879年（明治12）年10月25日, 朝刊, 1面
- (16) 読売新聞, 1874（明治7）年12月28日, 朝刊, 1面
- (17) 読売新聞, 1880（明治13）年3月28日, 朝刊, 1面
- (18) 朝日新聞, 1880（明治13）年6月24日, 朝刊, 3面
- (19) 朝日新聞, 1880（明治13）年7月24日, 朝刊, 2面
- (20) 読売新聞, 1881（明治14）年, 9月11日, 朝刊, 2面
- (21) 多仁照廣, 青年の世紀, 同成社, 2003
- (22) 和崎光太郎, 明治の〈青年〉, ミネルヴァ書房, 2017
- (23) 小崎弘道, 懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議, 六合雑誌, 東京青年会, 1880, 第3号, 129-137
- (24) 森重雄, モダニティとしての教育—批判的教育社会学のためのプリコラージュ, 東京大学教育学部紀要, 東京大学, 1987, 第27巻, 91-115
- (25) 読売新聞, 1887（明治20）年2月22日, 23日, 24日, 朝刊, 4面
- (26) 長沼友兄, 近代日本の感化事業のさきがけ: 高瀬真卿と東京感化院, 淑徳大学長谷川仏教文化研究所, 2011
- (27) 読売新聞, 1887（明治20）年6月1日, 朝刊, 2面
- (28) 読売新聞, 1888（明治21）年3月30日, 朝刊, 3面
- (29) 読売新聞, 1888（明治21）年5月27日, 朝刊, 3面

読売新聞における「不良」記事一覧

- 1 1874. 12. 08 [投書] ウサギ飼育の投機再燃はご免 山師の売り込みにはご注意を
- 2 1874. 12. 28 不良茶を生産した商人を処罰 品物は安倍川河原で焼却処分／静岡県
- 3 1875. 05. 01 上納金に含まれている不良貨幣を出納寮で検査／大蔵省
- 4 1875. 05. 15 [投書] 押し売り、いかもの師などゴロツキの業種あげる
- 5 1875. 07. 07 [広告] 当店の「気燈灯」 不良の節は修理／東京・日本橋 樹屋ほか2店
- 6 1875. 08. 09 親、親類の説得も聞かない不良息子、仕方なく警察に訴え／東京・芝
- 7 1875. 11. 04 12歳の非行少年、3度も逮捕歴／東京・芝
- 8 1875. 11. 19 質屋組合が不良客締め出しで取り決め 台帳に印を押させる
- 9 1875. 11. 30 埼玉県所沢辺など悪者が多く通行人は難渋 当局は調査のうえ対処を
- 10 1875. 12. 09 外国人3人が狩猟 止めに入った巡査3人は鉄砲で顔や足にケガ／東京
- 11 1876. 02. 13 [広告] 当店の「素行不良の息子を短刀で突いて殺す」／東京・下谷
- 12 1876. 04. 11 訴訟用紙で、すき切れなどの不良紙は返納に及ばず、焼却せよ／大蔵省
- 13 1876. 04. 20 東京・築地の居留地で「外国人発砲」の投書
- 14 1876. 05. 18 女、かけごと、泥棒の親不孝男 逮捕されて親はやっと安心／東京・深川
- 15 1876. 06. 23 素行不良で服役中の男、妹婿に改心の手紙 筆墨の差し入れを依頼／東京・下谷
- 16 1876. 07. 29 28日付の金物屋の自殺は、13歳の息子の素行不良を悲観したのが動機
- 17 1876. 08. 17 家の物を持ち出すなど身持ちの悪い士族の息子／東京・神田
- 18 1876. 08. 19 京都の不良4人組が測量台を占拠して納涼宴会 警官にも悪態をつく
- 19 1876. 09. 19 [投書] 熟さないブドウや青い梅の販売 果物屋・八百屋は厳重注意
- 20 1876. 10. 07 泥棒させては質入れ 13歳不良少年と悪党女のコンビが捕まる／東京
- 21 1876. 12. 15 中国人6人逮捕 ばくちか、アヘンか／東京・南小田原町
- 22 1877. 02. 12 悪い車夫が横行 運賃先払いしたのに、着くと「もらっていない」=訂正22日
- 23 1877. 02. 22 [取消]「悪い車夫が横行」の記事中、「高田紋次郎」の一件=12日付3面
- 24 1877. 03. 23 意見した実父を井戸に投げ入れて死なせた素行不良の息子が死刑に／広島県
- 25 1877. 07. 06 天候不順のフランス、イタリア 桑の生育不良で生糸高騰へ=仏紙
- 26 1877. 07. 25 華族会館が不良華族に達し 改心せぬ者は北海道に追放して重労働を経験させる
- 27 1877. 08. 15 密通の巡査(13日付既報)免職に、鼻歌うたって歩いた巡査も／横浜
- 28 1877. 08. 24 印刷不良の証券用紙は返納に及ばず、官員立ち会いで廃棄せよ／大蔵省
- 29 1877. 08. 30 川で釣り中に針に妊婦の変死体がかかる 子供の素行不良を苦に自殺／茨城県
- 30 1877. 09. 28 当紙は前日午後8時に刷り出し、緊急記事は付録に 不配の節は連絡を(社告)
- 31 1877. 10. 11 学校へ通い出して不良少年が改心 学用品は内職で購入し、勉強に励む／東京
- 32 1877. 12. 23 拘引後、宿預けの途次逃げ出した不良少年 父親は懲役を願うとか／東京・深川
- 33 1878. 01. 22 不倫の教師(17日付) 実は札付きの不良助教で、女はぬれぎぬ／東京
- 34 1878. 03. 28 息子に意見されても素行不良で自己嫌悪に陥った老人、警察に自ら斬首願う／東京
- 35 1878. 06. 01 精神障害者などの自宅監禁は、懲治監入願に準じて認可を受けよ／警視局
- 36 1878. 06. 09 精神障害者や不良子弟の座敷牢には、過酷な処置にならぬよう、警視局が注意
- 37 1878. 07. 19 素行不良の異父兄を殺した士族、本来は斬罪だが情状酌量と時効重なり免罪／東京
- 38 1878. 07. 20 埼玉新座でサケの稚魚が成長不良、勧農局出張所で2万匹払い下げ
- 39 1878. 08. 06 東京・赤坂で馬車の要人を狙った検挙者たち(昨報) 元巡査も含まれる
- 40 1878. 10. 10 美貌の女房に魔の手、女郎に売ろうとした旧知の男が悪漢仲間と襲撃／東京
- 41 1878. 10. 19 居留地に「乞食異人」 勝手に店に入り食い逃げや乱暴、2人逮捕／横浜
- 42 1878. 11. 21 公園地の小屋に放火した少年2人を送検／東京・浅草
- 43 1879. 03. 11 弟の非行に悩む兄、紹介した奉公先も続かず、懲治監入りを願い出る／東京・本所
- 44 1879. 04. 11 泥棒重ねて拘引の息子、面会の父親に「育て方が悪い」と居直る／東京・下谷
- 45 1879. 08. 09 悪行繰り返す娘 実姉を離縁させて義兄と縁組み、村を追放される／東京・練馬
- 46 1879. 08. 10 手癖悪い良家の子供、人力車を乗り回して27円もの買い食い／東京
- 47 1879. 08. 22 放蕩の華族の弟を、平民籍へ編入のうえ、懲治監入りを願い出る／東京・小川町
- 48 1879. 08. 23 評判の札つき老女、区役所で同情買う芝居見破られ、悪態つき帰る／東京・本所
- 49 1879. 11. 25 楊弓場の女と無理心中を図った不良少年、悪事露見／東京・芝=続き
- 50 1880. 01. 18 巡査教習所を開設 新規採用者はもちろん成績不良者も入所させ訓練／警視本署
- 51 1880. 03. 28 精神障害者、不良子弟らの自宅監禁出願は親戚の連印だけでよい／東京警視本署
- 52 1880. 05. 20 稲荷社内で寝泊まりする不良少年、盗みを重ね、大小便をたれて悪臭／東京・赤坂
- 53 1880. 06. 05 実母の17回忌にと花会を開き、各戸に寄付を強要していた男を検挙／東京・本郷
- 54 1880. 06. 08 淫乱で家人を困らせる娘(6日付既報)、分署で改心を誓った直後に男と逃げる
- 55 1880. 06. 24 常習窃盗の少年3人、これ以上犯行を重ねては懲役が重くなると自首／東京
- 56 1880. 09. 09 脚気医者の娘、内縁の夫に殴られけが／東京・築地=訂正
- 57 1880. 11. 02 [広告] 利根蒸気永島丸広告 警備の警察官乗船／日本橋区両国米沢町 永島分店
- 58 1880. 12. 25 家の金を持ち出し東京見物の不良少年、無一文に焼き芋盗んだと偽り懲役場志願

朝日新聞における「不良」記事一覧

- 1 1879年2月20日 雑報川村海軍卿は両三日（体調不良で奈良へは同行せず）
- 2 1879年6月3日 此程の連雨で長柄十（菜種の生育不良）
- 3 1879年8月21日 孟母は三度居を転じて（醜聞など平気な不良娘）
- 4 1879年10月25日 東区高麗橋式丁目四（不良品は弁償する社則制定）
- 5 1879年12月4日 和歌山県下紀伊国那（和歌山県で発見の石炭油、湧出不良に）
- 6 1880年7月24日 曲亭翁が物せし美少（不良少年、寺に預けたが・・・）
- 7 1880年10月1日 日本橋四丁目に寄留（大金ネコババの人力車夫ご用）
- 8 1881年3月30日 二三日前の事とかや（十銭紙幣に印刷不良）
- 9 1881年5月10日 上州辺よりの報に曰（霖雨で養蚕不良）
- 10 1881年5月28日 聞さへ怖しき物語り（不良息子が誤解が高じた逆恨みで父母と妹を殺害）
- 11 1881年7月13日 大和国添下郡板村外（天候不良で害虫広がる）
- 12 1881年8月17日 大阪府勸業月報第六（概略摘要の続報）
- 13 1881年11月26日 今年は何処ともに夏（夏の旱魃で紅葉不良）
- 14 1882年1月8日 扶桑金剛比叡の三軍（不良な木材使用が原因との報告書）
- 15 1882年9月6日 京都洛西妙心寺門前（不良製茶に光沢づけした粗悪茶輸出分かり取り調べ）
- 16 1882年11月16日 赤髭の乱暴は珍しか（不良外国人が無賃乗車や飲食踏み倒し）
- 17 1882年11月16日 赤髭の乱暴は珍しか（不良外国人が無賃乗車や飲食踏み倒し）3面から続き
- 18 1882年11月28日 石川県加賀国江沼郡（片谷村の鉛筆良品に）
- 19 1883年8月22日 大坂精糖会社にては（早で川の塩気が混じり沈殿減じ色合い不良）
- 20 1884年3月7日 官令 内務農商務両省達第四号
- 21 1884年3月30日 滋賀県近江国愛知郡（数々の苦難克服の女性に褒賞）
- 22 1884年10月7日 本年八月在紐育領事（米国への日本茶輸出の消長）
- 23 1885年6月14日 （広告）酒仲買商 枅谷儀助 体調不良のお知らせ
- 24 1885年9月18日 飲水試験の事数件
- 25 1886年1月23日 島上島下の阿片
- 26 1886年3月7日 不良の童子
- 27 1886年3月25日 名護町の井水
- 28 1886年4月11日 影響街灯に及ぶ
- 29 1886年5月14日 寄書 拉病予防の二大急務（前号の続き）
- 30 1886年5月15日 寄書 拉病予防の二大急務
- 31 1886年5月19日 不良の水を汲て罰せらる
- 32 1886年8月25日 噫々
- 33 1886年8月26日 西区の拉病は自業自得
- 34 1886年9月11日 不良の茶
- 35 1886年9月12日 強欲は無欲
- 36 1886年10月20日 累年虎列刺流行概況
- 37 1886年10月23日 原因は松茸に在り
- 38 1886年10月30日 米況

The Birth of the Discourse over “*Furyo-Shounen* (Juvenile Delinquents)”

Tetsuji Yamamoto

This paper reviews the process of the emergence and spread of the term “*Furyo-Shounen* (Juvenile Delinquents)” from the early to mid-Meiji era, and investigates the changes in society’s view of youths and their characteristics.

As materials, we will employ newspaper accounts from the Yomiuri Shimbun and the Asahi Shimbun, and the criminal law debates over the treatment of young people at the time, intending to explore society’s perspective on youth. For the articles, we will examine how those young people, who would today be considered delinquent, used to be described.

Through analysis and discussion of these articles, we have made the following findings: 1) Expressions referring to young people as “*furyo* (delinquents)” or “*furyo-shounen* (juvenile delinquents)” began to appear in newspapers in the mid-Meiji period. 2) Before their emergence, no representative terms were identified that categorize youths as equivalent to delinquents. 3) There was a time when the term “*aku-shounen* (bad boy)” was in circulation before the popularization of the term “*furyo-shounen*.” 4) The terms “*furyo*” and “*furyo-shounen*” have the connotations of being undesirable from an educational standpoint. 5) These terms came to be prevalent in response to the institutionalization of social and moral norms into the national system.